

行審第39号  
平成29年12月18日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会  
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第6条第2項第3号の規定に係る平成29年12月1日付け文学第531号で意見を求められた標記の件については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する上で、必要なものと認められます。

ただし、犯罪の経歴及び刑事事件に関する手続が行われたことに関する個人情報は、個人の人格に深く関わる情報であることから、実施機関がこのような個人情報の収集を一律に行うことまで認めたものではありません。

したがって、類型事項に該当する場合であっても、収集の必要性の判断を慎重に行い、許認可等の事務に係る申請に対する処分又は不利益処分を行うために必要な範囲内での収集を徹底するとともに、収集後の適正な取扱いについても遺漏のないよう配慮願います。

(参考)

栃木県個人情報保護条例第6条第2項第3号の規定に係る  
要配慮個人情報の収集制限に関する適用除外事項について

類型事項

類型	収集する理由又は必要性等
許認可等の事務に係る申請に対する処分又は不利益処分を行うに当たり、犯罪の経歴及び刑事事件に関する手続が行われたことに関する個人情報を収集するとき。	○ 登録、免許、営業の停止、登録の取消し、免許の取消しその他法令等の規定に基づく処分を行うに当たっては、当該処分に係る欠格事由の有無や当該処分の原因となる事実を確認するため、犯罪の経歴及び刑事事件に関する手続が行われたことに関する個人情報を収集する必要がある。